

———サステナビリティボンド・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.———

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティボンド・フレームワーク評価の結果を公表します。

## 国立大学法人 大阪大学の サステナビリティボンド・フレームワークに SU 1(F)を付与

発行体： 国立大学法人 大阪大学

評価対象： 国立大学法人 大阪大学  
サステナビリティボンド・フレームワーク

### <サステナビリティボンド・フレームワーク評価結果>

総合評価	SU 1 (F)
グリーン性・ソーシャル性評価 (資金使途)	gs1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

### 第1章: 評価の概要

国立大学法人大阪大学は、1931年に第6番目の帝国大学として創設された。大阪の地に根づいていた懐徳堂、適塾の市民精神を受け継ぎつつ、自由闊達な市民社会とのつながりを大切に、「社会の中の大学、社会のための大学」の精神を脈々と育んできた。大阪大学は、第4期中期目標期間に加え、その先も見据えた中長期的なビジョンとして、2022年1月に「OU マスタープラン 2027」を策定した。そこでは、今後の大学のあるべき姿として「生きがいを育む社会<sup>1</sup>」を創造する大学<sup>2</sup>を掲げるとともに、「OU エコシステム<sup>2</sup>」を活動基盤として、多様なステークホルダーとの共創により、地域から世界に及ぶさまざまな課題に挑戦し、その解決を図るとしている。

今般の評価対象は、大阪大学が債券発行による調達資金の使途を環境・社会改善効果の大きいプロジェクトに限定するために作成した、サステナビリティボンド・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークに基づく調達資金は、国立大学法人の長期借入・債券発行に係る要件緩和の活用により、「OU マスタープラン 2027」として特定された事業に係る新規投資へ全額充当される予定である。当

<sup>1</sup> 個々人が社会で活躍できる寿命（社会寿命）を延伸させ、あらゆる世代がその多様性を活かすことで社会を支え、豊かで幸福な人生をすべての人が享受できる社会。

<sup>2</sup> 卓抜した教育研究成果を社会実装し、その中から生じる新たな課題を分析し、教育研究現場に還元する好循環を築き、一層大きな社会変革を生む新たな価値創造のシステム。

該事業は、大阪大学が「OU マスタープラン 2027」の下で「生きがいを育む社会」の創造を目指し、持続可能な開発目標（SDGs）等の社会課題解決に資する「OU エコシステム」を構築するために、教育研究基盤を整備するプロジェクトである。また、大阪大学の上記要件緩和を活用した資金調達、国立大学法人としての財源多様化を意味し、経営裁量の自由度を高め、教育研究機能の向上につながると考えられる。加えて、当該事業には地域、国または国際的に認知された認証を上位 3 段階までの認証レベルで受けたグリーンビルディング、あるいは太陽光発電設備の導入等が含まれる。従って JCR は、本フレームワークの資金使途には大きな環境・社会改善効果があると評価している。当該資金使途は、「ソーシャルボンド原則<sup>3</sup>」および「ソーシャルボンドガイドライン<sup>4</sup>」におけるプロジェクト分類のうち、「必要不可欠なサービスへのアクセス（教育）」に該当し、社会改善効果をもたらす対象となる人々は、大阪大学の構成員、そして大阪大学の教育研究によって創造される「生きがいを育む社会」を享受する人々である。また、「グリーンボンド原則<sup>5</sup>」におけるプロジェクト分類のうち、「再生可能エネルギー」、「エネルギー効率」および「地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、ならびに「グリーンボンドガイドライン<sup>6</sup>」におけるプロジェクト分類のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」、「省エネルギーに関する事業」および「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。なお、当該資金使途に係る環境・社会へのネガティブな影響については、適切な配慮がなされている。

JCR は、大阪大学が本フレームワークに基づく債券発行を通じて実現しようとする目標として、「生きがいを育む社会」の創造を目指している事を確認した。また、大阪大学の定める選定基準は、それらを満たすプロジェクトにおいて、教育研究基盤の整備を通じた「生きがいを育む社会」の創造への貢献が期待されることから、当該目標に照らして適切である。さらに、プロジェクトの選定プロセスは、専門的知見を有した会議体によって候補プロジェクトが選定され、経営層によって最終決定されることから適切である。なお、上記の目標、選定基準およびプロセスについては、それらを明示した本フレームワークが大阪大学のウェブサイト等で開示されるほか、本評価レポートを通して開示されることから、投資家に対する透明性が確保されている。資金管理については、調達資金の充当計画が適切に策定され、その下で当該資金が確実にグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトへ充当されること、未充当資金が発生した場合には適切に管理・運用されること、そして資金充当状況の追跡管理とその内部統制が適切に図られていることから、妥当であり透明性も高い。また、レポートングについては、資金の充当状況と環境・社会改善効果のどちらも、投資家に対して適切に開示される計画である。さらに、組織のサステナビリティへの取り組みについては、大阪大学の経営層がサステナビリティ課題を優先度の高い重要課題と捉え、専門的知見を有する会議体を設置のうえサステナビリティに係る取り組みを推進しており、本フレームワークも財務担当理事の決裁を経て策定される。以上より、JCR は本フレームワークに基づく資金調達について、管理・運営体制が適切であり、透明性も確保されていると評価している。

これらの結果、JCR は本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1 (F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1 (F)”とし、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」を“SU 1 (F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン<sup>7</sup>」、「グリーンボンドガイドライン」および「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる<sup>8</sup>。

<sup>3</sup> ICMA (International Capital Market Association) Social Bond Principles 2021

(<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Social-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>)

<sup>4</sup> 金融庁 ソーシャルボンドガイドライン (<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>)

<sup>5</sup> ICMA Green Bond Principles 2021

(<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>)

<sup>6</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版 (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>)

<sup>7</sup> ICMA Sustainability Bond Guidelines 2021

(<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Sustainability-Bond-Guidelines-June-2021-140621.pdf>)

<sup>8</sup> これらは、国際資本市場協会（ICMA）、環境省および金融庁がそれぞれ自主的に公表している原則・ガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力も持つものではない。しかし、現時点において国内外で広く参照されている基準であることから、当該原則・ガイドラインへの適合性を確認している。

## 第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

### 評価フェーズ1:グリーン性・ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークの資金使途の100%がグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性・ソーシャル性評価は、最上位である『gs1(F)』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境・社会改善効果をもたらすプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境・社会へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響が組織内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られるかを確認する。最後に、資金使途のSDGsとの整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### <資金使途に係る本フレームワーク>

本フレームワークに基づくサステナビリティボンドで調達した資金は、以下の適格クライテリアを満たすソーシャルプロジェクト及びグリーンプロジェクトに充当する。

##### I. ソーシャルプロジェクト

- ・2020年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新設された同施行令第八条第四号（国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等）に該当する事業かつ、
- ・大阪大学のOU構想策定会議が本学の中長期的な戦略として策定した「OUマスタープラン2027」として特定された事業

##### II. グリーンプロジェクト

- ・2020年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新設された同施行令第八条第四号（国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等）に該当する事業かつ、
- ・大阪大学のOU構想策定会議が本学の中長期的な戦略として策定した「OUマスタープラン2027」として特定された事業のうち、更に以下の①乃至③のいずれかを満たす事業
  - ①ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかを取得済みもしくは取得予定の建物の建設・取得
  - ②以下の環境認証のいずれかを取得済みもしくは取得予定の建物の建設・取得
    - i. CASBEE 評価認証：Sランク、AランクまたはB+ランク
    - ii. LEED 認証：Platinum、GoldまたはSilver
    - iii. BELS 認証：5つ星、4つ星または3つ星
    - iv. DBJ Green Building 認証：5つ星、4つ星または3つ星
  - ③先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等に付随する太陽光発電設備の導入に関する事業

##### <OUマスタープラン2027>

##### ■事業内容

##### (ア) 知性あふれる人材の育成環境の整備

大阪大学の学部生・大学院生が個々の自己実現を図り、生き生きと活躍し、新たな社会を創造できる知性あふれる人材を持続的に育成する教育環境を整備する。

## (イ) 自由な発想が芽吹く研究環境の整備

OU エコシステムを確立し、「生きがいを育む社会」の創造を実現するため、学内の様々な知識を集約し、産業界をはじめとする国内外のステークホルダーとの密接な連携により、充実した研究成果を輩出するとともに、SDGs の達成などを意識しながら社会実装を継続的に進めることのできる環境を整備する。

## (ウ) 共創を中核に据えた経営基盤の整備

社会との共創活動の推進により「知」「人材」「資金」の好循環を波及的に拡大させるとともに、未来への先行投資と基盤の深化の両輪を回すことのできる経営基盤を整備する。

## (エ) 教育・研究・経営を横断的に支える基盤の整備

教育・研究・大学経営を支える新たな情報基盤の構築に向けたコロナ新時代に対応する情報基盤整備 (OUDX イニシアティブ) を行うとともに、Inclusive で Well-being なキャンパス環境の整備などにより多様な人材が輝くグローバル戦略と Diversity & Inclusion の深化を図る。また、カーボンニュートラルや SDGs の実現による持続可能な社会の実現に貢献しつつ、多様な人材が輝くキャンパス空間の整備を推進するとともに、教育・研究・大学経営を支える新たな基盤を整備する。

## &lt;想定する具体的な事業例&gt;

**「イノベーション・コモンズ拠点」の整備等による産学官共創活動の推進**

不足する教育研究・産学連携スペースの確保、教員や学生が企業や地域コミュニティなどと交流するスペースの整備により「教育研究」のより一層の推進と「社会と知」の融合を図り、幅広いステークホルダーとの交流・連携・協働を促進する。

- ・ 文部科学省が進める「イノベーション・コモンズ (共創拠点)」を各キャンパスに展開 (豊中キャンパスに設置する共創環境形成拠点など)
- ・ これら拠点に集う大学、企業および公的研究機関の人材が、組織・分野を超えて能力を十分に発揮し、オープンイノベーションを本格的に推進
- ・ 地域企業と学生との交流、産業界との連携強化によるリカレント教育の充実など、人材の育成にも貢献

**Well-being 実現のための未来社会創造に資する教育研究環境の整備**

豊かで幸福な人生をすべての人が享受できる社会の創造を目指し、多様な研究者の叡智を結集して、分野を超えた融合研究を推進するとともに、様々な社会課題を解決する技術開発、挑戦する力強い人材を輩出する環境および基盤を整備する。

**教育・研究・経営を横断的に支える基盤の整備**

ネットワーク環境等の整備や共通インフラの環境整備など、本学の教育・研究・経営の基盤を支えるキャンパス整備を促進する。

## ＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

### a. プロジェクトの環境・社会改善効果について

資金使途の 100%が、大きな環境・社会改善効果の期待される新規投資である。

#### I. 資金使途の社会改善効果について

近年、SDGs や Society 5.0<sup>9</sup>への関心が高まる中で、大学は教育研究を通して社会課題の解決に貢献することが強く期待されるようになってきている。その一方で、国立大学法人では運営費交付金の削減が進むなど、国際競争力の低下が懸念されている。

「SDGs アクションプラン 2022」（2021 年 SDGs 推進本部決定）は、「SDGs 実施指針改定版」（2019 年 SDGs 推進本部幹事会決定）の 8 つの優先課題のうち「3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」に関する取り組みとして、「Society 5.0 実現化研究拠点支援事業」により、「知恵・情報・技術・人材が高い水準でそろった大学等を対象として、組織の長のリーダーシップの下、情報科学技術を核として様々な研究成果を統合しつつ、産業界、自治体、他の研究機関等と連携して社会実装を目指す取組を支援し、Society 5.0 の実証・課題解決の先端中核拠点を創成する。」としている。また、「共創の場形成支援」事業により、「SDGs にもとづく未来のあるべき社会像（ビジョン）を描き、その達成に向けて、大学等を中心とした産学官共創により、ビジョン実現に向けた『新たな経済的・社会的価値を創造するバックキャスト型研究開発』とそれを支える『産学共創システムの構築・持続的運営』をパッケージで推進する拠点の形成を支援する。」としている。

「統合イノベーション戦略 2021」（2021 年閣議決定）は、重点的に取り組むべき事項として、「価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成」や、「大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張」を挙げている。前者については、「大学や研究開発法人、事業会社、地方公共団体等が密接につながり、社会課題の解決や社会変革へ挑戦するスタートアップが次々と生まれるエコシステムが形成され、新たな価値が連続的に創出される。」という目標を掲げている。一方、後者については、「今後、我が国の大学の国際競争力の低下や財政基盤の脆弱化といった現状を打破し、イノベーション・エコシステムの中核となるべき大学が、社会をけん引する人材の輩出、世界レベルの研究成果の創出、社会変革を先導する大学発スタートアップの創出といった役割をより一層果たしていく必要がある。」としている。そのうえで、「特に国立大学については、その独自性とポテンシャルをより発揮できる環境を実現するため、運営費交付金を配分する国との関係を中心に置いたガバナンスから、国だけでなく、学生や卒業生、研究者、産業界、地域をはじめとする多くのステークホルダーに対する説明と結果責任を果たすようなガバナンスへと大胆に転換し、大学が国のパートナーとして自らの裁量を拡大し、社会と常に対話を行う環境を実現する。これにより、国や地域の知の基盤としての高度な教育研究のみならず、自らが持つ知的資産を最大限に活用した新たな価値創造サービスを担うなどの機能の拡張を図る。」としている。

国立大学法人の戦略的経営については、2020 年に文部科学省で開催された「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」が、「国は、国立大学法人に負託する役割や機能の発揮ができる環境構築

<sup>9</sup> 「第 5 期科学技術基本計画」（2016 年閣議決定）は、「超スマート社会」を「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要だけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義した上で、世界に先駆けたその実現に向けて、「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく」という意味を込めた「Society 5.0」を、強力に推進するとした。その後、Society 5.0 について内閣府ウェブサイトでは、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」と定義されている。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（2021 年閣議決定）は、「SDGs と軌を一にしながらも、そこに『信頼』や『分かち合い』を重んじる我が国独特の価値観を重ね、我が国の信頼性の高い科学研究や技術力、更には極めて質の高い社会データの存在と結びつけ、20 世紀の負の遺産を超えた我が国の未来社会像として Society 5.0 を世界に示していかなければならない。」としている。

に責任を持つとともに、国立大学法人が国のパートナーとして自らの裁量で機能を拡張し社会と常に対話できるよう、規制による事前管理型から事後チェック型を基本思想とした、国との関係性における新たな枠組み（「自律的契約関係」）を構築すべきである。また国立大学法人は、国から負託された業務を確実に遂行することに加え、真の経営体として多様なステークホルダーとのエンゲージメントを通じて信頼関係を深めることが必要である。」と提言している。そのうえで、「国は、自律的な関係の基本である事前管理型から事後チェック型への思想に基づき、資金獲得や組織変更の柔軟性など、国立大学法人がその機能を拡張し新しい価値を社会に提供し続けるために不可欠な規制緩和を行うべきである。」としている。2020年6月には、これらの提言に先行する形で、当該検討会議の議論を踏まえて「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」が公布、施行され、同施行令第八条第四号<sup>10</sup>の新設によって、国立大学法人の長期借入・債券発行に係る要件が緩和されている。具体的には、長期借入・債券発行の対象事業は、償還原資となる直接的な収入が確実に見込める事業に加え、大学全体の収入で償還できる見込みのある、先端的な教育研究のために必要な土地の取得等にまで拡大されている。

本フレームワークの資金使途は、大阪大学が「OU マスタープラン 2027」の下で「生きがいを育む社会」の創造を目指し、SDGs等の社会課題解決に資する「OUエコシステム」を構築するために、教育研究基盤を整備するプロジェクトである。また、大阪大学による国立大学法人法施行令第八条第四号を活用した資金調達、国立大学法人としての財源多様化を意味し、経営裁量の自由度を高め、教育研究機能の向上につながると考えられる。従ってJCRは、当該資金使途に大きな社会改善効果があると評価している。当該資金使途は、「ソーシャルボンド原則」および「ソーシャルボンドガイドライン」におけるプロジェクト分類のうち、「必要不可欠なサービスへのアクセス（教育）」に該当し、社会改善効果をもたらす対象となる人々は、大阪大学の構成員、そして大阪大学の教育研究によって創造される「生きがいを育む社会」を享受する人々である。また、「ソーシャルボンドガイドライン」で例示された「SDGsアクションプラン等を踏まえた社会的課題」のうち、「あらゆる人々の教育機会の確保」に貢献すると考えられる。

<sup>10</sup> 「(前略) 国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入及び当該国立大学又は大学共同利用機関を設置する国立大学法人等の法第三十四条の三第二項に規定する業務上の余裕金をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの」

## II. 資金使途の環境改善効果について

### ① ZEB 等を取得済みもしくは取得予定の建物の建設・取得

ZEB (Net Zero Energy Building) は、建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等により削減し、正味 (ネット) でゼロにすることを旨とした建築物である。ZEB には、①ZEB (省エネ (50%以上) + 創エネで 100%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、②Nearly ZEB (省エネ (50%以上) + 創エネで 75%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、③ZEB Ready (50%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、④ZEB Oriented (延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上で、事務所・学校・工場等の場合は 40%以上、ホテル・病院・百貨店・飲食店・集会所等の場合は 30%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物) の 4 段階がある。いずれも、後述する BELS の 5 つ星に相当する高い省エネ性能を有しており、環境改善効果があると JCR は評価している。

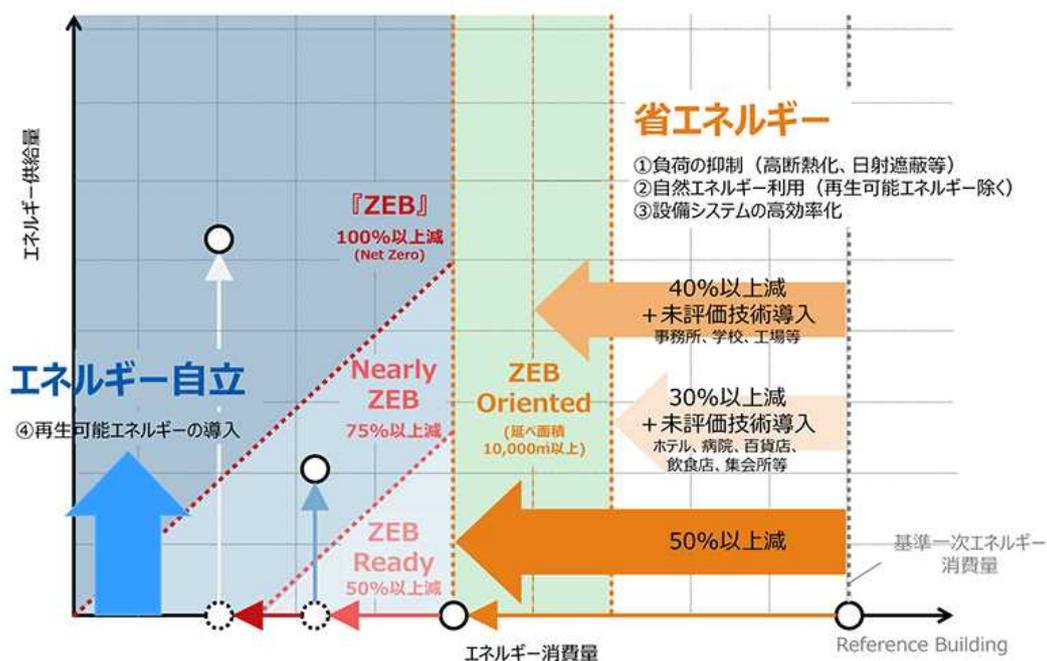


図1 ZEBの定義<sup>11</sup>

<sup>11</sup> 経済産業省資源エネルギー庁「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」(平成31年3月)より抜粋。

## ② 環境認証を取得済みもしくは取得予定の建物の建設・取得

### i. CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE は、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001年4月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産などがある。

CASBEE の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の環境品質・性能（Q=Quality）と外部環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、Bランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用するなどの環境配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮なども必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

本フレームワークの適格クライテリアを満たす B+以上の建物は、CASBEE-建築においては BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

### ii. LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、非営利団体の米国グリーンビルディング評議会（USGBC）によって開発および運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。1996年に草案が公表され、数年に1度アップデートが行われている。認証の種類には、BD+C（建築設計および建設）、ID+C（インテリア設計および建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）の5種類がある。2021年現在、160以上の国または地域で認証を受けた建物が存在する。

認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から Platinum（80ポイント以上）、Gold（60-79ポイント）、Silver（50-59ポイント）、Certified（標準認証）（40-49ポイント）である。省エネルギーに関する項目について、取得ポイントが高いか、あるいは必要条件を満たしていることが評価の前提条件となっていることが多く、高い認証レベルを得るためには高いエネルギー効率が必要と考えられる。したがって、本フレームワークの適格クライテリアを満たす Silver 以上の建物は、環境改善効果があると JCR は考えている。

### iii. BELS (建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS は、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称 (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能および一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は星の数で表され、BEI (Building Energy Index) によって1つから5つにランク分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。1 つ星は既存の省エネ基準、2 つ星は省エネ基準、3 つ星は誘導基準を満たしている。

本フレームワークの適格クライテリアを満たす3つ星以上の建物は、誘導基準以上の省エネ性能 (非住宅: BEI 値 0.8 以下) を有することとなり、環境改善効果があると JCR は考えている。

### iv. DBJ Green Building 認証

DBJ Green Building 認証は、DBJ (日本政策投資銀行) が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。「Ecology (環境)」、「Amenity (快適性) & Risk Management (防犯・防災)」、「Community (地域・景観) & Partnership (ステークホルダーとの連携)」の3つの大カテゴリーについて評価され、それらの結果はそれぞれ5つ星 (国内トップクラスの卓越した)、4つ星 (極めて優れた)、3つ星 (非常に優れた)、2つ星 (優れた)、1つ星 (十分な) と星の数で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR は DBJ Green Building 認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国または国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた、総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計されており、不動産市場には認証水準に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、関わる全てのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において、国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている<sup>12</sup>。さらに、3 つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10% (5 つ星)、上位 30% (4 つ星)、上位 60% (3 つ星) の集合体を対象としている。したがって、本フレームワークの適格クライテリアを満たす3つ星以上の建物は、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると JCR は評価している。

<sup>12</sup> DBJ ウェブサイト(DBJ Green Building 認証 評価項目の改正および公開について(2019年2月))

### ③ 太陽光発電設備の導入

2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画によると、2050年の「カーボンニュートラル」、2030年度のCO<sub>2</sub>排出量46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、再生可能エネルギーについて、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、かつ最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。

		(2019年 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)		
<b>省エネ</b>		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	<b>6,200万kl</b>		
最終エネルギー消費(省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl		
<b>電源構成</b>  発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	<b>再エネ</b>	(18% ⇒ 22~24%)	太陽光 6.7% ⇒ 7.0%	<b>36~38%*</b>	
	<b>水素・アンモニア</b>	(0% ⇒ 0%)	風力 0.7% ⇒ 1.7%	*現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。	
	<b>原子力</b>	(6% ⇒ 20~22%)	地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1%		<b>1%</b>
	<b>LNG</b>	(37% ⇒ 27%)	水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2%	<b>20~22%</b>	(再エネの内訳)
	<b>石炭</b>	(32% ⇒ 26%)	バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%	<b>20%</b>	太陽光 14~16%
	<b>石油等</b>	(7% ⇒ 3%)		<b>19%</b>	風力 5%
				<b>2%</b>	地熱 1%
				水力 11%	
				バイオマス 5%	

図2 2030年度におけるエネルギー需給について<sup>13</sup>

同計画において、再生可能エネルギーは2030年度の主力電源として位置付けられており、その中でも太陽光発電は最も大きな発電割合を占めている。既に、太陽光発電は国土面積当たりの設備導入容量が世界一となるなど、日本の再生可能エネルギーの主力として世界第3位の累積導入量となっている。また、自家消費や地産地消を行う分散型エネルギーリソースとして、地域におけるレジリエンスの観点でも活用が期待され、更なる導入拡大が不可欠である。導入拡大に向けた政策対応として、地域と共生可能な形での適地の確保、更なるコスト低減に向けた取り組み、出力変動に対応するための調整力の確保や出力制御に関する系統ルールの変更の見直し、立地制約の克服に向け更なる技術革新が求められている。

このように、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、国内における政策課題として様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされている。本フレームワークで適格クライテリアとなっている太陽光発電設備の導入は、再生可能エネルギーの開発促進という日本のエネルギー政策にも沿った取り組みであるとJCRは評価している。

ここまで見てきた本フレームワークのグリーンプロジェクトは、「グリーンボンド原則」におけるプロジェクト分類のうち、「再生可能エネルギー」、「エネルギー効率」および「地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、ならびに「グリーンボンドガイドライン」におけるプロジェクト分類のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」、「省エネルギーに関する事業」および「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

<sup>13</sup> 資源エネルギー庁「第6次エネルギー基本計画の概要」より抜粋。

## b. 環境・社会に対する負の影響について

本フレームワークに基づく資金使途は、教育研究施設の建設や改修、DX 化の推進を目指したネットワーク環境等の整備や共通インフラの整備等を主としており、深刻な環境・社会への負の影響は想定されない。ただし、大阪大学は建設・改修工事等の実施に際して、以下の点に留意のうえ対応する予定である。

- ・対象街区所在の地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施や地域住民への十分な説明
- ・労働者の適切な安全管理
- ・騒音に関するネガティブな影響の軽減

JCR は、環境・社会に対するネガティブな影響について、適切な配慮がなされていることを確認した。

## c. SDGs との整合性について

JCR は、国際資本市場協会（ICMA）の SDGs マッピングを参考にしつつ、本フレームワークの資金使途が以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価している。



### 目標 4：質の高い教育をみんなに

**ターゲット 4.3** 2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。



### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



### 目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

**ターゲット 9.4** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

**ターゲット 9.5** 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。



### 目標 11：住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.3** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

**ターゲット 11.6** 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制が整備され、透明性も高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1 (F)』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達を通じて実現しようとする目標、プロジェクトの選定基準およびそのプロセスの妥当性、並びに一連のプロセスが適切に投資家等へ開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

###### <目標に係る本フレームワーク>

大阪大学は、社会との共創による「生きがいを育む社会」の創造を目指し、「OU マスタープラン 2027」のもとで実施するキャンパス等の改修・更新及び先端的な教育研究環境の整備に必要な資金をサステナビリティボンドによって調達することを目的に、本フレームワークを策定した。サステナビリティボンドにより調達された資金が充当されるプロジェクトの実施により、性別や世代を超えた社会の様々なステークホルダーと課題探索の段階から深く共創し、「生きがいを育む社会」を創造する真のオピニオンリーダーを目指している。

###### <本フレームワークに対するJCRの評価>

JCRは、大阪大学が本フレームワークに基づく債券発行を通じて、「OU マスタープラン 2027」の下で教育研究基盤を整備して「OU エコシステム」を構築し、カーボンニュートラルやSDGsをはじめとする社会課題の解決に取り組み、「生きがいを育む社会」の創造を目指す考えである事を確認した。

##### b. 選定基準

評価フェーズ1で資金使途として示された適格クライテリアは、それらを満たすプロジェクトにおいて、評価フェーズ1で確認したような教育研究基盤の整備を通じた「生きがいを育む社会」の創造への貢献が期待されることから、上記目標に照らして適切であるとJCRは評価している。

## c. プロセス

### <選定プロセスに係る本フレームワーク>

本フレームワークに基づくサステナビリティボンドの資金使途となる適格プロジェクトの候補は、OU 構想策定会議の下に設置するワーキンググループが適格クライテリアを満たしているか否かを確認した上で案を作成し、最終的に OU 構想策定会議において決定される。当該候補へサステナビリティボンドの資金を充当するにあたっては、教育研究評議会および経営協議会の審議を経て、役員会で議決を行う。

### <本フレームワークに対する JCR の評価>

大阪大学は、人文社会科学系、理工情報系および医歯薬生命系に類別した各学問分野における観点から、教育研究および社会貢献に係る戦略策定の機能強化を図るとともに、管理運営を円滑に行うため、当該分野ごとに戦略会議を設置している。そして、上記の OU 構想策定会議は、理事および戦略会議の各議長が委員となっている。

JCR は、専門的知見を有した会議体によって候補プロジェクトが選定され、経営層によって最終決定されることから、選定プロセスは適切であると評価している。

なお、上記の目標、選定基準およびプロセスについては、それらを明示した本フレームワークが大阪大学のウェブサイト等で開示されるほか、本評価レポートを通して開示されることから、投資家に対する透明性が確保されていると JCR は評価している。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本フレームワークに基づき調達された資金が確実にグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

なお、本フレームワークに基づき調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### <資金管理に係る本フレームワーク>

本フレームワークに基づくサステナビリティボンドによる調達資金は、大阪大学の財務会計システムにより入出金管理を行う。入出金については財務部の財務担当者がシステムに入力し、経理責任者が承認する体制である。また、サステナビリティボンドによる資金の充当状況に係る帳簿は、財務会計システムにより記録した上で償還まで保管の予定である。

また、大阪大学においては、月次の財務状況を明らかにする書類を作成し、経理責任者から経理担当理事に提出している。加えて、サステナビリティボンドの入出金を含む財務状況全般について、年に一度、監査法人による会計監査を受けることとなっている。

なお、適格プロジェクトへの充当期の遅れ等によりサステナビリティボンドによる調達資金の未充当期間が発生する場合、未充当金は現金または現金同等物にて管理・運用する予定である。

#### <本フレームワークに対する JCR の評価>

大阪大学は、本フレームワークに基づく調達資金の充当期について、債券発行の都度投資家へ示す予定である。また、未充当資金の運用方法についても、大阪大学のウェブサイト等で開示される本フレームワークや本評価レポートを通して、投資家に示される。

JCR は、調達資金の充当計画が適切に策定され、その下で当該資金が確実にグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトへ充当されること、未充当資金が発生した場合には適切に管理・運用されること、そして資金充当状況の追跡管理とその内部統制が適切に図られていることから、資金管理は妥当であり透明性も高いと評価している。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <レポーティングに係る本フレームワーク>

大阪大学は、資金の充当状況に係るレポーティングおよびインパクト・レポーティングを、大阪大学ウェブサイトや事業報告書等にて年次で開示する。初回の開示は、サステナビリティボンドの発行から1年以内に行う予定である。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定である。

##### I. 資金の充当状況に係るレポーティング

大阪大学は、サステナビリティボンド発行から、サステナビリティボンドにて調達された資金が全額適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定である。

- ① 充当したプロジェクトのリスト
- ② 各プロジェクトにおける充当金額
- ③ 未充当残高（償還までの間に資金充当対象設備を売却し再充当の必要がある場合を含む）

##### II. インパクト・レポーティング

大阪大学は、サステナビリティボンド発行から償還されるまでの間、サステナビリティボンドの発行により実現する事業のインパクトを測定する重要指標について、実務上可能な範囲において以下の通り開示する予定である。

対象プロジェクト	開示内容
ソーシャルプロジェクト	<p>&lt;アウトプット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象となるプロジェクトにおいて取得した土地、設置・整備した施設や設備の概要等</li> </ul> <p>&lt;アウトカム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ソーシャルプロジェクトに関与する研究者数及び学生数等</li> <li>● ソーシャルプロジェクトに係る学術論文数及び単位取得数等</li> </ul> <p>&lt;インパクト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会との共創による「生きがいを育む社会」の創造</li> </ul>
グリーンプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境認証等の取得状況</li> <li>● 太陽光発電設備における発電容量・CO2 排出削減量</li> </ul>

## <本フレームワークに対する JCR の評価>

大阪大学は、本フレームワークに基づいてサステナビリティボンドを発行する際、資金使途について投資家向け説明資料に記載のうえ説明していく予定である。

上記のソーシャルプロジェクトに係る開示内容は、アウトプット・アウトカム・インパクトの三段階に分けられ、「OU マスタープラン 2027」に係る施設の設置等による社会改善効果を示すのに適切である。また、グリーンプロジェクトに係る開示内容も、グリーンビルディングや太陽光発電設備の環境改善効果を示すのに適切である。JCR は、資金の充当状況および環境・社会改善効果のレポートについて、投資家に対して適切に開示される計画であると評価している。

## 4. 組織のサステナビリティへの取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣がサステナビリティ課題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティ分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、サステナビリティボンド発行方針・プロセス、プロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

大阪大学は、1931年に第6番目の帝国大学として創設された。大阪の地に根づいていた懐徳堂、適塾の市民精神を受け継ぎつつ、自由闊達な市民社会とのつながりを大切に、「社会の中の大学、社会のための大学」の精神を脈々と育んできた。そして、「地域に生き世界に伸びる」をモットーとして、社会の安寧と福祉、世界平和、人類と自然環境の調和に貢献すること等を「大阪大学憲章」に掲げ、教育研究活動を一貫して進めてきた。

大阪大学は、「大阪大学憲章」を第3期中期目標期間（2016年4月～2022年3月）において実装することを目指し、たゆまぬ自己変革の指針として2016年に「OUビジョン2021<sup>14</sup>」を策定した。その後、同ビジョンの取り組みを礎として、創立100周年を迎える2031年までを射程に入れ、「社会変革に貢献する世界屈指のイノベティブな大学」となる将来構想<sup>15</sup>を示し、2019年には同ビジョンを改定した。大阪大学は、同ビジョンを実現するための基本方針として、これまで全国に先駆けて卓越した実績を残してきた産学共創からの知見を基盤に、知・人材・資金の好循環を具体化する「研究開発エコシステム<sup>16</sup>」を構築し、様々な活動を展開してきた。

また、大阪大学はOUビジョン2021を踏まえ、創造的な教育研究活動をキャンパスでさらに広く深く展開し、世界屈指の研究型総合大学となることを目指して、2018年に「大阪大学環境方針」を定めた。加えて、2022年2月に改定した「大阪大学エネルギーマネジメント中期目標・基本方針」では、中期目標を「大阪大学全体で、エネルギーの使用に係る原単位<sup>17</sup>を毎年平均1%以上削減し、2030年度までに2013年度と比べて26%以上削減するとともに、温室効果ガス排出量の55%以上削減を目指し、さらに、60%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2050年度までにカーボンニュートラル達成を目指す。」としている。

大阪大学は現在、国連が定めたSDGsの実現、グリーン・リカバリー、カーボンニュートラルの推進をはじめとする地球規模の課題を解決するため、また、災害や感染症等に対応する高度にレジリエントで持続可能な社会の構築のために、「知性」・「英知」を結集して社会の多様なステークホルダーとの共創を活性化させ、新たな社会を創造する場となることが求められていると考えている。この認識に基づき、大阪大学は2022年度から始まる第4期中期目標期間を見据えたビジョンとして、社会との共創による「生きがいを育む社会」の創造を掲げた。また、上述の「研究開発エコシステム」を、基本的なコンセプトはそのままに、産業界のみならず社会の様々なステークホルダーへ拡充するとともに、自然科学分野から人文学・社会科学分野に至る広い学問分野、さらには教育等も含めた幅広い部局等での活動も包含した「OUエコシステム」へと展開し、これまで確立してきた好循環を全構成員の総力を挙げて実現していく考えである。

<sup>14</sup> 大学の知を広く世のため、人類社会の幸福のために開放すること、つまり「Openness（開放性）」を基軸としたうえで、「Open Education」、「Open Research」、「Open Innovation」、「Open Community」、「Open Governance」の五つの柱から構成され、それぞれに「共創（Co-creation）」を実現するための取り組み目標が定められた。

<sup>15</sup> 大阪大学は、この構想の卓越性・将来性が評価され、2018年10月に指定国立大学法人に指定されるに至った。

<sup>16</sup> 卓抜した研究成果を社会実装し、その過程を通じて新たな課題を分析し、それをさらに基礎研究に還元して研究の好循環を築き、一層大きな革新的価値を生む仕組み。

<sup>17</sup> エネルギー使用量÷延床面積（単位：J/m<sup>2</sup>）

そのような中で、大阪大学は SDGs を、人類の未来を構想するための重要な道標と位置づけるとともに、社会の様々なステークホルダーと協働するためのグローバルなプラットフォームと捉えている。そして、総長を委員長とする「大阪大学 SDGs 推進委員会」、その下に社会ソリューションイニシアティブ<sup>18</sup>長を部会長とする「企画部会」を設置し、SDGs 達成に貢献する教育研究の推進や SDGs を意識したキャンパス整備等に取り組んでいる。2021 年 11 月には、同年 4 月に開学した箕面キャンパスにおいて、大学キャンパスとして日本初となる LEED-ND (Neighborhood Development : エリア開発部門) ゴールド認証、また大学施設として国内 2 例目となる LEED-NC (New Construction : 新築部門) ゴールド認証を取得している。

大阪大学は、第 4 期中期目標期間に加え、その先も見据えた中長期的なビジョンとして、2022 年 1 月に OU 構想策定会議にて「OU マスタープラン 2027」を策定した。そこでは、今後の大学のあるべき姿として「生きがいを育む社会を創造する大学」を掲げるとともに、OU エコシステムを活動基盤として、多様なステークホルダーとの共創により、地域から世界に及ぶさまざまな課題に挑戦し、その解決を図るとしている。



図 3 OU マスタープラン 2027<sup>19</sup>

JCR は上記を踏まえ、大阪大学の経営層がサステナビリティ課題を優先度の高い重要課題と捉え、専門的知見を有する会議体を設置のうえ、サステナビリティに係る取り組みを推進していると評価している。また本フレームワークについて、プロジェクト選定に専門的知見を有する会議体が関与する形となっていること、そして財務担当理事の決裁を経て策定されることを確認した。

<sup>18</sup> 大阪大学の人文社会科学系部局が中心となって、理工系・医歯薬系など自然科学系の研究者と連携を図りながら、さらには、パブリックセクターや民間企業など、さまざまな社会のステークホルダーと協働しながら社会課題の発見と解決を進め、持続可能な共生社会を構想する大阪大学のシンクタンク。

<sup>19</sup> 大阪大学財務レポート 2021 より抜粋。

## ■評価結果

JCR は本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1 (F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1 (F)”とした結果、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」を“SU 1 (F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」および「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性 評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・丸安 洋史

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価対象であるサステナビリティファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該サステナビリティファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスの調達計画時点または実行時点における資金の充当等の計画または状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスが環境、社会的課題に及ぼす効果を証明するものではなく、環境、社会的課題に及ぼす効果について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンスの実行により調達される資金が環境、社会的課題に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンス・フレームワークの下で起債される個別債券にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価**：サステナビリティファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

### ■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド発行支援者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会オブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル